

静岡県告示第416号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年5月20日、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和4年5月27日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	清水港周辺、蒲原、用宗、築地町、港町二丁目、千歳町、辻一丁目外の各一部	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
浜松市	中区船越町、野口町、西区舞阪町弁天島の各一部	〃
沼津市	第2地区、東駿河湾環状線第1地区、東駿河湾環状線第2地区、東駿河湾環状線第3地区の各一部	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	箱根山の一部	〃
富士宮市	淀平町の一部	〃
伊東市	湯川、松原の各一部	〃
島田市	御仮屋町、道悦一丁目、旭二丁目、本通七丁目、祇園町、川根町身成の各一部	〃
富士市	田子浦、依田橋、中河原の各一部	〃
磐田市	見付、森本、立野、掛塚、長森、豊田西之島、虫生の各一部	〃
焼津市	東小川二丁目、焼津五丁目、東小川一丁目、小川、小川新町五丁目、鯛ヶ島、浜当目二丁目、浜当目三丁目、浜当目四丁目、栄町六丁目、焼津一丁目、東小川三丁目、東小川五丁目、焼津二丁目、焼津三丁目、焼津四丁目、浜当目一丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、岡当目、浜当目、中里、石脇下の各一部	〃
掛川市	日坂、本郷、西山の各一部	〃
藤枝市	青南町、大手一丁目の各一部	〃
御殿場市	印野、板妻、神山の各一部	〃
袋井市	岡崎、上山梨の各一部	〃
下田市	一丁目、二丁目、四丁目、西本郷、敷根、三丁目、五丁目の各一部	〃
裾野市	深良、岩波の各一部	〃
湖西市	向島、港町、栄町の各一部	〃
伊豆の国市	南江間の一部	〃
東伊豆町	白田、稲取の各一部	〃

河津町	笹原、谷津の各一部	〃
南伊豆町	湊、手石、青市の各一部	〃
松崎町	江奈の一部	〃
西伊豆町	仁科の一部	〃
清水町	柿田の一部	〃
静岡県森林組合 連合会	静岡市葵区相俣の一部 浜松市春野町気田、春野町宮川、天竜区横山町、天竜区神沢、 天竜区大栗安、天竜区熊、龍山町下平山、龍山町戸倉、水窪町奥領家の各一部 掛川市大和田の各一部 森町三倉の一部 富士宮市粟倉の一部	〃
計	25市町1組合	